

第3章 生活環境影響調査項目の選定

生活環境影響調査項目の選定にあたっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月改訂、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき、本施設の事業特性及び地域特性を踏まえ、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水の中から、生活環境影響調査の対象とすべき項目を選定した。また、その選定理由及び選定しなかった理由を整理した。

選定結果を表 3-1 に、選定理由及び選定しなかった理由を表 3-2 に整理した。

表 3-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目（管理型処分場）

調査事項		生活環境影響要因 生活環境影響調査項目	施設からの浸透水の流出、または浸出液処理設備からの処理水の放流	最終処分場の存在	施設（浸出液処理設備）の稼働	埋立作業	施設（埋立地）からの悪臭の発生	廃棄物運搬車両の走行
大気環境	大気質	粉じん				○		
		窒素酸化物						○
		浮遊粒子状物質						○
	騒音	騒音レベル			○	○		○
	振動	振動レベル			○	○		○
悪臭	特定悪臭物質濃度 又は臭気指数					○		
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)	×					
		化学的酸素要求量 (COD)						
		全りん (T-P)						
		全窒素 (T-N)						
		ダイオキシン類						
	浮遊物質 (SS)							
地下水	地下水の流れ		○					

凡例 ○：廃棄物処理施設生活環境影響調査指針の生活環境影響調査項目に記載されており、選定した項目
 ×：廃棄物処理施設生活環境影響調査指針の生活環境影響調査項目に記載されているが、選定しなかった項目

表 3-2 生活環境影響調査項目の選定理由・非選定理由

環境要素			選定理由		
大気環境	大気質	粉じん	埋立作業	○	廃棄物の埋立作業に伴い、粉じんの発生が考えられる。したがって、評価項目として選定する。
		窒素酸化物	廃棄物運搬車両の走行	○	廃棄物運搬車両の運行により窒素酸化物の発生が考えられる。したがって、評価項目として選定する。
		浮遊粒子状物質	廃棄物運搬車両の走行	○	廃棄物運搬車両の運行により浮遊粒子状物質の発生が考えられる。したがって、評価項目として選定する。
	騒音	騒音レベル	施設（浸出液処理設備）の稼働	○	浸出液処理設備の機器の稼働により騒音の発生が考えられる。したがって、評価項目として選定する。
			埋立作業	○	廃棄物の埋立作業に用いる重機の稼働により騒音の発生が考えられる。したがって、評価項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	○	廃棄物運搬車両の運行により騒音の発生が考えられる。したがって、評価項目として選定する。
	振動	振動レベル	施設（浸出液処理設備）の稼働	○	浸出液処理設備の機器の稼働により振動の発生が考えられる。したがって、評価項目として選定する。
			埋立作業	○	廃棄物の埋立作業に用いる重機の稼働により振動の発生が考えられる。したがって、評価項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	○	廃棄物運搬車両の運行により振動の発生が考えられる。したがって、評価項目として選定する。
	悪臭	特定悪臭物質濃度又は臭気指数	施設（埋立地）からの悪臭の発生	○	廃棄物の埋立てに伴い、悪臭の発生が考えられる。したがって、評価項目として選定する。
水環境	水質	水質	施設からの浸透水の流出、または浸出液処理設備からの処理水の放流	×	本事業で施設稼働時に発生する排水については、下水道放流を行う計画であり、公共用水域へは排水されない。したがって、評価項目として選定しない。
	地下水	地下水の流れ	最終処分場の存在	○	最終処分場の存在（廃棄物の埋立て含む）による地下水の流れの変化の影響が考えられる。したがって、評価項目として選定する。